

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性および透明性を高めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーと良好な信頼関係を築き、企業価値を増大させるため、経営の健全性ならびにコンプライアンス(法令遵守)が重要であると考えております。そのため、以下を基本方針に掲げ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保に努めてまいります。
2. ステークホルダーの利益の考慮に努めてまいります。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めてまいります。
4. 取締役会の責務の適切な遂行に努めてまいります。
5. 株主との対話の適切な遂行に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社事業は国内でのみ展開しており、また、当社株主における外国法人等の比率は令和3年9月末日時点で3.1%と低いことから、現在は業務効率の観点から議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳は実施していません。今後、海外投資家比率の動向及び株主からの要望等を踏まえ、必要に応じて議決権行使の環境整備や招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則2-3-1 サステナビリティ】

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識しております。そのため、広く社会の発展と地球環境の保全に配慮した技術提供サービスに努めるとともに、持続可能な社会を実現すべく社会貢献活動、環境活動等様々なCSRへの取り組みを現在検討しております。

また、CSR活動の実績、リスク及び収益機会が事業活動等に与える影響が発生した場合には、適時、適切な開示を考えております。

【補充原則2-4-1 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、当社グループの持続的成長のために、多様な人材がその能力を生かし活躍できるような活力ある組織づくりを目指して、ダイバーシティ・マネジメントを推進しております。また、女性・グローバル人材・中途採用者の活躍促進の観点から、当社グループ内における意識改革、職場環境整備、活躍機会の拡大を含むワークライフバランスの推進等について継続的に取り組んでおります。

現時点では女性管理職はおりませんが、外国人管理職は9%であります。今後は、管理職登用につきましても、公平な評価制度に基づいたジェンダーや国際性の面を含むダイバーシティ推進を実施いたします。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社事業は国内でのみ展開しており、また、当社株主における外国法人等の比率は令和3年9月末日時点で3.1%と低いことから、現在は英語での情報開示・提供は実施していません。今後につきましては、外国人株主比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、中期経営計画を策定し、随時その進捗状況を確認し、目標達成に向け取り組んでおります。また、中期経営計画の見直しを毎年行うローリング方式を採用しております。ローリングを行う際の初年度の単年度利益計画は、各部門の詳細な積上げにより策定しており、月別に管理し、月次決算に基づいて統制しております。

現在、当社では株主総会や決算説明会などで、当社の目指すべき将来像の概要については説明しているものの、中期経営計画の開示は行っていません。今後、開示については検討を行ってまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、現在、代表取締役の後継者の計画については実施していません。また、社歴や代表取締役の年齢等を踏まえ、喫緊の課題として後継者の育成計画について取締役会で具体的な議論は行っていませんが、今後、その具体的なあり方について検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社の経営陣の報酬については、現在、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたものとはなっておらず、固定報酬のみとなっております。自社株報酬の付与も含め、今後検討してまいります。

【補充原則4-3-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、現在、代表取締役の解任に形式的なプロセスを明示していませんが、【補充原則4-1-3】の代表取締役の後継者の計画と併せて手続きの整備を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、現在、指名委員会・報酬委員会等の独立した諮問委員会はありませんが、経営幹部・取締役の指名・報酬などの検討にあたっては、独立社外取締役の助言を得ることとしております。また、社内取締役3名、社外取締役5名と、取締役会それ自体について独立した客観的な立場か

らの意思決定を行うためのバランスがとれた構成になっていると考えております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査等委員会の実効性を確保するための前提条件】

当社は、現在、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、【補充原則4 - 1 - 2】に記載のとおり中期経営計画の開示を行っておらず、従って、収益力・資本効率等に関する目標の開示も行っておりませんが、今後、開示については検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、現在、いわゆる政策保有株式の保有はありませんが、当社の持続的な事業発展や取引先との戦略的な関係性強化、事業戦略上の重要性を総合的に勘案して、当社の企業価値向上に資すると判断した株式については保有していく方針としております。議決権行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するか否かを議案ごとに判断し、適切に議決権を行使いたします。

【原則1 - 7 関連当事者取引】

当社は、取締役、取締役が実質的に支配する法人、監査等委員会および主要株主等との取引を行う場合には、当社や株主共同の利益等を害することがないよう、会社法、関連法令および社内規程に基づいた適切な手続きにより取締役会の承認を得ることとしております。また、その取引実績についても取締役会へ報告し、当該取引の妥当性及び公正性等を適切に監視しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「顧客にイノベーションをもたらす、BEST OF THE BESTのパートナーとなる。」をビジョンとして、「市場、技術の変化に先んじて、常識と非常識(ダブルスタンダード)から世に有益な新しい常識を創る。」をミッションとして事業活動しております。

中期経営計画につきましては、策定はしておりますが、当社が属するIT業界の市場変化のスピードが速く、単年度計画を重視していることから開示は行っておりません。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性及び透明性を高めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーと良好な信頼関係を築き、企業価値を増大させるため、経営の健全性ならびにコンプライアンス(法令遵守)が重要であると考えております。そのため、以下を基本方針に掲げ、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保に努めてまいります。
2. ステークホルダーの利益の考慮に努めてまいります。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めてまいります。
4. 取締役会の責務の適切な遂行に努めてまいります。
5. 株主との対話の適切な遂行に努めてまいります。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬額については、株主総会で決議いただいた総額(限度額)の範囲内で取締役会の決議をもって決定しております。なお、個別の報酬額の決定については、透明性・客観性を確保するために事前に独立社外取締役および監査等委員会の意見聴取を経たうえで取締役会に付議する方針としております。

() 取締役・監査等委員会等の指名方針と手続

取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とする方針です。取締役会においてその適任性等について検討し、独立社外取締役の意見を踏まえて指名しております。

監査等委員である取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、取締役の業務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる正義感、知識能力、経験を有している人物を候補者としております。なお、監査等委員である取締役候補者については、事前に監査等委員会の同意を得ております。

() 監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役等の個々の選任・指名についての説明

監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役候補者個々の選任・指名については、定時株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則3 - 1 - 3 情報開示の充実】

当社は、様々なCSR活動の実績、リスク及び収益機会が事業活動等に与える影響を適時、適切に開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令および定款で定める事項のほか、当社および当社グループの経営方針や重要事項等について取締役会規程において決議すべき事項を定め運営しております。その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、社内規程に基づき権限移譲を行っております。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役へ重要な業務執行の決定の一部を委任することにより、経営陣幹部に対する委任の範囲を拡大するとともに、業務執行に関する報告事項を具体的に明示することで取締役会のさらなる監督機能の強化を図っております。

【補充原則4 - 2 - 2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役会は、グループ全体の戦略的な意思決定、リスク管理体制の確保、サステナビリティへの取り組みを行うことを主要な役割・責務とし、それ以外の業務執行の意思決定及び執行の権限については、法令及び定款で定めるものを除き、業務執行取締役に委任いたします。

【補充原則4 - 3 - 4 取締役会の役割・責務(3)】

当社の取締役会は、法令遵守、全社的なリスク管理、職務執行に係る情報管理、効率的な職務執行、当社グループの業務の適正と効率性、実効的な監査役監査・内部監査部門による内部監査、その結果としての財務報告の信頼性を確保するため、業務の適正を確保するための体制である内部統制システムを構築するとともに、その整備及び運用状況を定期的に評価することで、内部統制システムが有効的に機能するよう維持・改善を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は現在5名(監査等委員でない社外取締役2名、監査等委員である社外取締役3名)が、業務執行取締役の合計数3名を上回る構成となっており、社外取締役が連携を取ることで、業務執行取締役に対する監督・監査並びに中立・公正な助言を行える体制が保たれていると判断しております。

【補充原則4-8-3 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役8名中5名が独立社外取締役となっております。また、本日時点では支配株主に該当する株主はありません。今後、支配株主を有する状況となった場合、当該支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為等については、少数株主の権益を不当に害することのないよう、取締役会において適切に審議を行ってまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない事を独立社外取締役に指定するための基準としております。また、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を資質として重視しております。

【補充原則4-11 経営幹部・取締役の選任】

当社の取締役会は、経営幹部や取締役の指名を行うにあたって、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上にふさわしい豊富な経験と高い見識・倫理、スキル・マトリックスを考慮した専門性を有する者を候補者といたします。なお、社外取締役の指名につきましては、原則として法律、財務・会計の豊富な知識・経験を有する候補者を指名いたします。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査等委員会の実効性を確保するための前提条件】

取締役は、社内外から幅広く候補者を選任しております。社内においては当社の事業における迅速かつ適切な意思決定が行えること、および専門的な能力を有していることを条件としております。社外においては、当社の属する業界の知見や事業戦略等に長けていること、およびガバナンスの充実に資する経験や知識を有していることを条件としております。監査等委員である取締役は、財務および会計ならびに内部統制に関する相当程度の知見や経営に関する豊富な経験を有していることを条件としております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査等委員会の実効性を確保するための前提条件】

当社の取締役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる合理的な範囲にあると考えております。監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」や有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査等委員会の実効性を確保するための前提条件】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4-14-2 監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】

当社は、取締役が自らの役割と責務を十分に果たすべく、各人の判断で必要な知識の習得を基本としておりますが、社外役員を含む新任取締役に對し、当社の経営方針や事業全般の説明を行い、当社に関する知識の習得を支援する方針です。また、取締役の業務を行うにあたって、必要な知識を習得するための外部研修等に関する費用を負担することで、取締役としての役割及び責務について理解を深めるための支援を行う方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、以下の事項の実践を通じて、株主との対話の機会の増加、および充実に図ってまいります。

() 株主との建設的な対話の実現を担う取締役・執行役の指定

当社では、代表取締役が限られた時間の範囲内で効率的に、投資家と持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資する対話を行うべく、代表取締役社長が中心となり対話の機会を設ける努力をしております。また株主総会では、株主の質問に対してできる限り代表取締役社長自身が回答を行う努力を通して、経営者の顔が見える株主総会の運営を心がけております。

() 対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策

当社においてIRを主管とする部署は管理部となります。また必要に応じて管理部のほか事業部門および子会社と連携を図っております。

() 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み

当社は、半期に一度決算説明会を開催しており、また、当社ホームページに決算説明会資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組んでおります。

() 対話において把握された株主の意見・懸念等の経営陣幹部や取締役会への適切・効果的なフィードバックの方策

決算説明会や日々のお問い合わせ等を通じて株主・投資家の皆様から頂いたご意見・ご懸念等につきましては、必要に応じ代表取締役社長並びに取締役会にフィードバックを実施しております。

() 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話に際しては、「インサイダー取引防止規程」等の社内規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中島 正三	2,203,500	32.45
SBIファイナンスサービス株式会社	951,500	14.01
NOMURA INTERNATIONAL PLC A / C JAPAN FLOW	379,700	5.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	296,400	4.37

清水 康裕	250,000	3.68
本田 浩之	230,000	3.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	166,400	2.45
日本証券金融株式会社	162,300	2.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	136,164	2.01
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合(赤浦口) 赤浦 徹	120,000	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳永博久	弁護士											
赤浦徹	他の会社の出身者											
大島康則	他の会社の出身者											
松井敬一	他の会社の出身者											
塚田和哉	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳永博久				徳永博久氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、当社の社外取締役としております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
赤浦徹				赤浦徹氏は、IT業界を中心とした豊富な知識と経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
大島康則				大島康則氏は、証券業界での長い経験から豊富な知識及び幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
松井敬一				松井敬一氏は、事業会社における豊富な知識と経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
塚田和哉				塚田和哉氏は、公認会計士として税務及び会計に関して豊富な知識と経験並びに企業監査における豊富な実績と高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会は、管理部等の使用人に、監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。
- (2) 補助を行う使用人は、その補助に関して、監査等委員でない取締役の指揮等を受けないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役から構成され、全て社外取締役であり、うち1名が常勤監査等委員であります。毎月1回定期的に監査等委員会を開催するほか、取締役会に出席し、迅速かつ公正な監査体制をとっております。また、監査等委員である取締役、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者:当社社内取締役のうち執行役員を兼ねる者、執行役員、上席参与、参与及びその他取締役会で定める従業員
理由:業務執行により、業績に特に影響を与える地位にある者を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第9期(令和3年3月期)における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は74,850千円であり、その内訳はすべて基本報酬であります。なお、報酬額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、支払うこととしています。
なお、役員報酬の決定について、代表取締役が決定権限を有し、権限の内容及び裁量範囲内は取締役に一任された内容及び裁量範囲内とし、権限を委任した理由として適正かつ効率的に決定を行うためとしております。

【社外取締役のサポート体制】

管理部や内部監査人が中心となり、必要な情報の収集や資料提供等のサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会・役員体制

取締役会は8名の取締役に構成され、うち5名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項の他、経営に関する重要な事項についての審議・決定を行っております。監査等委員である取締役は、取締役の業務執行状況を監督しております。

監査等委員会・監査等委員である取締役

監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役に構成され、全て社外取締役であり、うち1名が常勤監査等委員であります。毎月1回の監査等委員会を開催し、また取締役会及び社内の重要な会議に出席し、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行についての監査を行っております。

マネージャーミーティング

社長その他の取締役とマネージャー及び社長が必要と認めた者が構成されたマネージャーミーティングを行っております。取締役会で決議された基本方針に対する具体的戦略、及び各部門で抱える経営課題について、迅速かつ機動的に意思決定を行い、従業員の意見を経営に反映させるべく協議を重ねております。

なお、マネージャーミーティングの開催状況は、毎週火曜日の定時開催をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業規模に合わせた適正な業務執行と意思決定を行うことができる経営体制を構築するとともに、独立性の高い社外取締役を選任することにより経営に対する透明性の確保と監査機能の強化を図ることが可能と考え、社外取締役5名(監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役3名)を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算発表の早期化と併せ、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来的には電磁的方法による議決権の行使を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用サイトを構築し、当社の情報を速やかに発信できる体制を整えております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーとして作成し、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を平成27年3月24日取締役会にて以下のとおり定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及びその他社内規程を遵守するための「行動規範」を制定し、適正かつ健全な企業活動を行います。
 - (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
 - (3) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス体制の構築・維持に努めます。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役会は、経営上の重大なリスク、その他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等を整備し、適切に管理体制を構築します。
 - (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速な対応を行い損失の拡大を防止する体制を整えます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催します。
- (2)取締役会は、取締役の職務執行の妥当性・効率性を監督します。
- (3)意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘します。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、当社及び子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
- (2)当社は、当社及び子会社等における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社等と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

f 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査等委員である取締役は、管理部等の使用人に、監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。
- (2)補助を行う使用人は、その補助に関して、監査等委員でない取締役の指揮等を受けないものとします。

g 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- (1)監査等委員である取締役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書等を閲覧し取締役及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
- (2)取締役及び使用人は、法令に違反する事実のほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告するものとします。

h その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員である取締役は、内部監査部門と定期的及び随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図り、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとします。
- (2)監査等委員である取締役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、定期的及び随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図るものとします。

i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1)「行動規範」等において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当な要求には断固として拒絶することを明言し、対応方法等を整備し周知を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たないことを掲げ、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現するため以下の基本方針を定めております。

組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下組織全体として対応する。反社会的勢力による不当な要求に対応する従業員の安全を確保する。

外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当な要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当な要求は拒絶する。

有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当な要求が、事業活動等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。

なお、当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応マニュアル及び反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、反社会的勢力の情報収集・検証・対策等を一括管理する部署を管理部に設け、常時継続的な反社会的勢力に対する管理の体制を構築し、日々の業務に取り組んでおります。

具体的には、

1.新規取引先、既存取引先

WEB検索、記事検索及び基本契約に反社排除条項を必須条項として記載

2.株主

WEB検索、記事検索

3.役員

WEB検索、記事検索並びに過去現在を問わず関係した・している会社のWEB検索

4.従業員

WEB検索、記事検索

さらに、所管警察署の相談窓口との関係強化に努め、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに参加しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

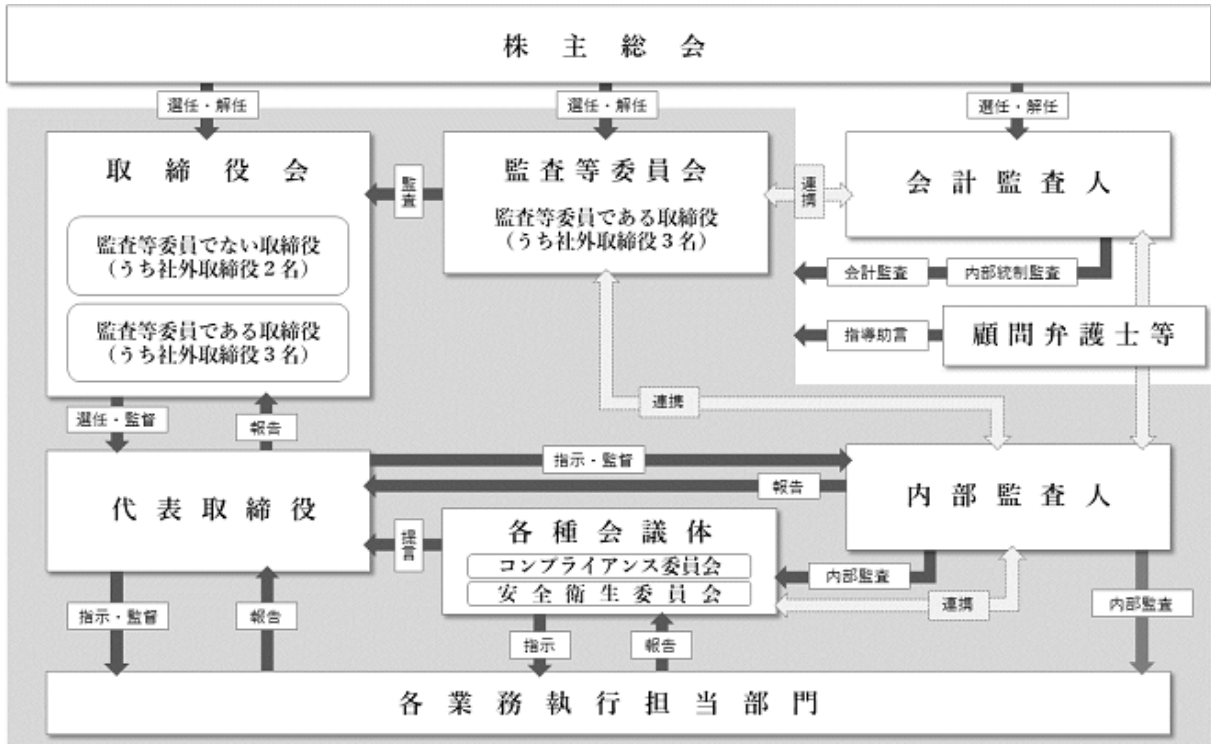
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の企業統治の体制図及び適時開示体制の模式図は次のとおりです。



〈決定事実・決算情報〉



〈発生事実〉

